

消防設備士試験 試験案内

(令和7年度 年間分)

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

一般財団法人 消防試験研究センター 愛媛県支部

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込みください。
申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。
受付期間後は、受験の取消しや受験内容の変更はできません。試験手数料もお返しできません。

前回試験からの主な変更点

- ◎電子申請の試験手数料の払込方法にスマホ決済が追加されました。（P13、14 参照）
- ◎書面申請の試験手数料の払込方法が拡充されました。（電子申請と同じく、クレジットカード、コンビニ、ペイジー、スマホでの払込みも可能になりました。P13、14 参照）
- ◎団体一括電子申請の方法に「一括申請登録」が追加されました。（P13 参照）

1 試験日、試験会場、受付期間等

試験日	試験会場	試験種類	受付期間 (電子申請、 書面申請とも)	結果発表 予定日
令和7年 8月3日 (日)	愛媛大学 城北キャンパス (松山市文京町3)	甲種特類 甲種第1類 ～第5類	6月16日 (月) ～ 6月26日 (木)	令和7年 9月4日 (木)
令和7年 12月21日 (日)		乙種第1類 ～第7類	10月27日 (月) ～ 11月6日 (木)	令和8年 1月29日 (木)

2 試験開始時刻及び集合時刻

試験種類	試験開始時刻 及び集合時刻
全種類	開始：午前10時 集合：午前9時半

令和6年7月から、すべての試験種類で電子申請が可能になりました。

証明書類が必要なもの（甲種や科目免除）や複数受験、また、団体申請も電子申請可能です。
簡単便利な電子申請を是非ご利用ください。

※一部の場合に電子申請できないこともあります。詳しくは、P6をご覧ください。

受験手続きから合格後の免状交付申請手続きまでの流れ

電子申請

楽々!
願書の入手、提出の
手間ひまいらず!

当センターホームページから入力申請

【アドレス : <https://www.shoubo-shiken.or.jp>】

申請の内容により、電子申請できない場合があります。

P 6 参照

試験手数料の払込

払込方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー、スマホ決済のうちから選べます。

※払込手数料が必要です。

P 13, 14 参照

受付完了メールの受信

試験手数料の入金確認後に、当センターからメールが送信されます。

書面申請

受験願書・払込用紙・試験案内の入手

入手場所：各市町地区消防本部（局）、愛媛県消防防災安全課、愛媛県各地方局防災対策室及び各支局総務県民室、当支部等

P 7～12 参照

受験願書の記入・作成

P 13, 14 参照

試験手数料の払込

郵便局又はゆうちょ銀行の窓口での払込み（ATM機での払込み不可）のほか、クレジットカード、コンビニ、ペイジー、スマホ決済の利用も可能です。（願書提出前に払込みの完了が必要）
※払込手数料が必要です。

P 7 参照

受験願書の提出

当支部へ郵送又は持参してください。

P 15 参照

受験票の受け取り

試験日の約 10 日前に当支部から発送されます。

P 15, 16 参照

受験票への写真の貼付

受験票に規定の写真を貼ります。

P 17 参照

試験日

写真を貼った受験票がないと受験できません。

P 17 参照

試験結果通知書受け取り

当支部から郵送します。当センターホームページには、合格者の受験番号が掲示されます。

P 18, 19 参照

合格者は免状交付申請

当支部へ郵送又は持参してください。申請受付後、概ね2～3週間で交付します。

3 試験の種類と取り扱うことができる設備

消防設備士免状には甲種と乙種の2種類があります。甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、免状の種類ごとに取り扱うことができる設備が限定されていますので、取り扱う設備に対応する種類の免状が必要です。

試験の種類		取り扱うことができる設備
甲種	特類	特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
甲種・乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

4 受験資格

甲種	受験資格が必要です。 受験資格については、別記1「甲種消防設備士試験 受験資格」(P20~22)をご確認ください。
乙種	受験資格は必要ありません。どなたでも受験できます。

5 試験科目、問題数及び試験時間

種別	試験科目と問題数						試験時間	
	筆記				実技			
	消防関係法令	工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識	計				
甲種特類	15問		15問		15問		45問 2時間45分	

種別	試験科目と問題数								試験時間	
	筆記						④実技			
	①消防関係法令	②基礎的知識	③構造・機能及び工事・整備	計	鑑別等	製図				
甲種	共通	種別	機械	電気	機械	電気	規格		3時間15分	
	1類	8問	7問	6問	4問	10問	6問	4問		
	2類	8問	7問	6問	4問	10問	6問	4問		
	3類	8問	7問	6問	4問	10問	6問	4問		
	4類	8問	7問	—	10問	—	12問	8問		
乙種	5類	8問	7問	10問	—	12問	—	8問	1時間45分	
	1類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問		
	2類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問		
	3類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問		
	4類	6問	4問	—	5問	—	9問	6問		
	5類	6問	4問	5問	—	9問	—	6問		
	6類	6問	4問	5問	—	9問	—	6問		
	7類	6問	4問	—	5問	—	9問	6問		

種別	試験科目と問題数								試験時間	
	筆記						④実技			
	①消防関係法令	②基礎的知識	③構造・機能及び整備	計	鑑別等	製図				
乙種	1類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問	1時間45分	
	2類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問		
	3類	6問	4問	3問	2問	8問	4問	3問		
	4類	6問	4問	—	5問	—	9問	6問		
	5類	6問	4問	5問	—	9問	—	6問		
	6類	6問	4問	5問	—	9問	—	6問		
	7類	6問	4問	—	5問	—	9問	6問		

※1 筆記試験と実技試験は同時間内に行います。(甲種特類には、実技試験はありません。)

※2 試験科目の一部免除を受ける方の試験時間は、短縮されます。(後記6(P4、5)参照)

6 試験科目の一部免除(甲種特類を除く。)

(1) 消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する方は、**申請により、下表のとおり試験科目の一部免除を受けることができ、試験時間が短縮になります。(甲種特類を除く。)**
なお、2つ以上の資格を有する方は、それぞれ資格ごとに申請できます。

試験種類	既に所持する 消防設備士免状等	免除問題数(問)					試験時間
		①法令	②基礎	③構造	④実技	計	
甲種 (特類以外)	甲4・5免状	8	—	—	—	8	3:00
	甲1~3免状	8	10	—	—	18	2:30
	電工又は電主	—	4	6	—	10	3:00
	甲4・5免状+電工又は電主	8	4	6	—	18	2:30
	甲1~3免状+電工又は電主	8	10	6	—	24	2:30
	甲(全)免状	8	—	—	—	8	3:00
	電工	—	10	12	1	23	2:30
	電主	—	10	12	—	22	2:30
	甲(全)免状+電工	8	10	12	1	31	1:45
	甲(全)免状+電主	8	10	12	—	30	1:45
乙種	甲(全)免状(電工又は電主の有無にかかわらず)	8	—	—	—	8	3:00
	甲1・4・5免状、乙4~7免状	6	—	—	—	6	1:30
	甲2・3免状、乙2・3免状	6	5	—	—	11	1:15
	電工又は電主	—	2	4	—	6	1:30
	甲1・4・5免状、乙4~7免状+電工又は電主	6	2	4	—	12	1:15
	甲2・3免状、乙2・3免状+電工又は電主	6	5	4	—	15	1:00
	甲2・4・5免状、乙4~7免状	6	—	—	—	6	1:30
	甲1・3免状、乙1・3免状	6	5	—	—	11	1:15
	電工又は電主	—	2	4	—	6	1:30
	甲2・4・5免状、乙4~7免状+電工又は電主	6	2	4	—	12	1:15
複数	甲1・3免状、乙1・3免状+電工又は電主	6	5	4	—	15	1:00
	甲3~5免状、乙4~7免状	6	—	—	—	6	1:30
	甲1・2免状、乙1・2免状	6	5	—	—	11	1:15
	電工又は電主	—	2	4	—	6	1:30
	甲3~5免状、乙4~7免状+電工又は電主	6	2	4	—	12	1:15
	甲1・2免状、乙1・2免状+電工又は電主	6	5	4	—	15	1:00
	甲(全)免状、乙1~3・5~6免状	6	—	—	—	6	1:30
	乙7免状	6	5	—	—	11	1:15
	電工	—	5	9	1	15	1:00
	電主	—	5	9	—	14	1:15
複数	甲(全)免状、乙1~3・5~7免状+電工	6	5	9	1	21	0:45
	甲(全)免状、乙1~3・5~7免状+電主	6	5	9	—	20	0:45
	甲(全)免状、乙1~4~7免状	6	—	—	—	6	1:30
	(電工又は電主の有無にかかわらず)	6	—	—	—	6	1:30
	乙6免状	6	5	—	—	11	1:15
	特定の消防団員	—	5	—	5	10	1:15
	甲1~4免状、乙1~4~7免状	6	—	—	—	6	1:30
	(電工又は電主の有無にかかわらず)	6	—	—	—	6	1:30
	甲5・乙5免状	6	5	—	—	11	1:15
	特定の消防団員	—	5	—	5	10	1:15
複数	甲1~3・5免状、乙1~3・5~6免状	6	—	—	—	6	1:30
	甲4免状、乙4免状	6	5	—	—	11	1:15
	電工	—	5	9	5	19	1:00
	電主	—	5	9	—	14	1:15
	甲(全)免状、乙1~6免状+電工	6	5	9	5	25	0:35
複数	甲(全)免状、乙1~6免状+電主	6	5	9	—	20	0:45
	甲種4類と乙種7類	電工					3:15
	甲(全)免状+電工						2:30
	乙1~6免状+電工						3:15
	乙種4類と乙種7類	電工					1:45
複数	甲(全)免状+電工又は乙1~3・5~6免状+電工						1:30

複数受験者の免除問題数は試験種類ごとに上記と同じ。試験時間は、各試験時間の合計時間とは異なる。

※1 表頭の①~④は、前記5(P3)の表中の試験科目欄に記載している①~④と同じことを略称で表示しています。

※2 表中の略称

- 甲(全)免状 = 甲種第1類～第5類のいずれかの消防設備士免状所持者
「・」、「～」 = 記号の前後等に示されたいずれかの消防設備士免状所持者
電工 = 電気工事士免状所持者（別記1（P20～22）の表中の「甲種特類以外」欄の7該当者）
電主 = 電気主任技術者免状所持者（別記1（P20～22）の表中の「甲種特類以外」欄の8該当者）

※3 「①法令」の免除対象は、前記5（P3）の筆記試験の「①消防関係法令」の「共通」部分で、「②基礎」の免除問題数のうち甲種の10問及び乙種の5問は、同じく筆記試験の「②基礎的知識」の全問題です。

※4 電工・電主の一部免除は、前記5（P3）の筆記試験の「②基礎的知識」と「③構造・機能及び（工事・）整備」の各科目中における「電気」の部分。さらに、電工は、前記5の「④実技」試験において、甲種又は乙種の第4類を受験する場合は「鑑別等」の1問が、また、乙種第7類を受験する場合は全問が、それぞれ免除されます。

※5 「特定の消防団員」とは、5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法第51条第4項の消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方で、証明書類として、団員歴証明書（消防団長等が証明するもの）及び教育修了証明書（消防学校長が証明するもの）を添付できる方をいい、乙種第5類、第6類について、前記5（P3）の筆記試験の「②基礎的知識」の全問が、また、「④実技」試験は全問が免除されます。

(2) 次に該当する方は、前記5（P3）の筆記試験の「②基礎的知識」と「③構造・機能及び（工事・）整備」が免除になります。（甲種、乙種とも（甲種特類を除く）。）

区分	注意事項												
技術士法による技術士第2次試験に合格した方（機械、電気電子、化学、衛生工学部門）	次表に掲げる部門に応じて、試験の指定区分の類について免除になります。 <table border="1"><thead><tr><th>部門</th><th>指定区分</th><th>部門</th><th>指定区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械</td><td>第1,2,3,5,6類</td><td>化学</td><td>第2,3類</td></tr><tr><td>電気電子</td><td>第4,7類</td><td>衛生工学</td><td>第1類</td></tr></tbody></table> ※上記以外の部門は、免除はありません。	部門	指定区分	部門	指定区分	機械	第1,2,3,5,6類	化学	第2,3類	電気電子	第4,7類	衛生工学	第1類
部門	指定区分	部門	指定区分										
機械	第1,2,3,5,6類	化学	第2,3類										
電気電子	第4,7類	衛生工学	第1類										
日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方	甲種を受験する場合は、別に甲種の受験資格が必要です。												

(3) 一部免除の手続き

受験者の区分	書面申請	電子申請
消防設備士免状所持者	「受験願書記入要領」（P8～12）に従い、 ・願書A面「試験の免除」該当欄の「受けける」に○印を記入 ・免状の写し（表・裏両面）を願書B面裏「既得消防設備士免状（コピー）貼付欄」に貼付	・当センターホームページの電子申請画面の案内に従つて、免状情報を含む必要事項を入力
電気工事士、電気主任技術者又は技術士の資格者等	「受験願書記入要領」（P8～12）に従い、 ・願書A面「試験の免除」該当欄の「受けける」に○印を記入 ・免状の写し等の証明書類を願書B面裏「各種証明書等貼付欄」に貼付	・当センターホームページの電子申請画面の案内に従つて、必要事項を入力した後、センターから送信されるメールに記載のURLから、資格証明書類データをアップロード。（P6参照） ・過去3年以内の受験票、受験票（控）又は試験結果通知書を所持している場合は、同じ試験種類に限り、それらに記載の「資格判定コード」等を入力すれば、資格証明書類データは不要。この場合、科目免除は前回試験の内容がそのまま適用されます。

7 複数受験

すでに「電気工事士」免状を取得しており、その資格により試験科目の一部免除を受ける方は、同一試験時間帯に、次のいずれかの組み合わせにより2種類の試験を同時に受験することができます。（それ以外の組み合わせによる複数受験はできません。）

- ① 甲種第4類と乙種第7類
- ② 乙種第4類と乙種第7類

※1 電子申請、書面申請いずれも可能ですが、電子申請の場合は、必ず同じ申請の中で追加申請してください。（P6参照）

※2 書面申請の場合は、受験願書を2申請分作成し、クリップ等で一括して留め、同一の封筒に入れて提出してください。（試験手数料も2申請分必要です。）また、郵便払込用紙の場合は、試験手数料を1枚の払込用紙で複数分まとめて払い込むことができますが、2次元コード経由の場合は、まとめ払いできません。（P13、14参照）

8 受験申請の方法

受験申請の方法は、電子申請（インターネットによる申請）と書面申請（願書による申請）の2種類があります。また、個人での申請のほかに、団体申請という方法もあります。

※1 受付期間後に、受験の取消しや受験内容の変更はできません。試験手数料もお返しきできません。また、電子申請では、受付期間中であっても、申請手続きが完了すると、試験手数料の返還や他の試験への振替はできません。申請手続きに不明な点がある場合は、試験手数料の支払い前に、当支部（P7参照）や電子申請室（P6参照）へお問い合わせください。

※2 受理した受験願書及び関係書類は、返却できません。

※3 身体の障がい等により受験に際して必要な措置（車椅子、補聴器等の使用など）を希望される場合は、受験申請をする前にご相談ください。なお、内容によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

8-1 電子申請の方法

電子申請（インターネットによる申請）の場合は、当センターのホームページにアクセスし、所定の画面から情報を入力してください。（2次元コードを読み取れる場合は、下記2次元コードをご利用ください。詳しくは、ホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）の「電子申請に関するQ&A」を参照してください。）

（1）電子申請の留意点

- ア パソコンやスマートフォンを使ってインターネットに接続でき、受験票（PDF）を自宅やコンビニ等のプリンター、複合機で印刷が必要です。
- イ 申請から受験までの手続きにメールアドレスが必要ですが、迷惑メール対策等で受信できないことがあります。電子申請入力画面の中で、使用するメールアドレスが当センターからの確認メールを受信できることを必ず確認したうえで、申請手続きを進めてください。
- ウ **電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の午後11時59分までです。（24時間対応。ただし、メンテナンス時間（毎週土曜日午前3時～午前5時のほか不定期にあり。）を除く。）受付最終日の午後11時59分までに申請手続きが完了している申請が有効ですが、受付最終日の午後5時以降に申請手続きが完了した申請は、翌営業日の午前9時以降に審査が行われます。このため、審査により、アップロードされた証明書類等に不備が判明した場合、受付期間内に修正等ができず、受験できなくなりますので、早めの申請を推奨します。**
- エ 甲種消防設備士免状を取得していることによる甲種受験資格のある方でも、免状番号（免状の写真下に記載されている12桁の番号）のない古い免状をお持ちの方は電子申請できませんので、書面申請してください。（電子申請は、免状番号の入力が必要なため。）
- オ **電子申請で「複数受験」を申請するときは、必ず同じ申請の中で追加申請してください。別々に申請すると、複数受験ができず、試験手数料の返還や他の試験への振替もできない場合がありますので、ご注意ください。**
- カ 既に消防設備士免状を取得している場合は、免状の記載事項に変更がないこと。（書換の申請中は不可）

（2）受験資格の証明書類の留意点

- ア 消防設備士免状以外の資格で、甲種や科目免除の申請をされる場合は、**証明書類を電子ファイル化（JPEG形式又はPDF形式）したものを、申請情報入力画面に従ってアップロード**していただきますので、準備をお願いします。（右表参照）
- イ 証明書類が旧姓で、現在の姓と一致しない場合、新旧の氏名が確認できる書類を証明書類と合わせてアップロードしてください。（例：運転免許証（旧姓記載、表裏両面）、戸籍抄本、住民票（旧姓記載）等）

電子ファイル化に際しての留意事項

- 1 電子ファイルは、次のとおりとしてください。
 - ① デジタルカメラ、スマートフォンで撮影したもの又はスキャンしたもの
 - ② 証明書類の全体が鮮明に確認できるもの
 - ③ 印影が欠けていないもの
- 2 証明書類を撮影する場合は、机等の平らな場所に置いて全体を写し、ピントを合わせて鮮明に撮影してください。
- 3 アップロードできるファイルサイズは、合計**10メガバイト**までです。
- 4 原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。

（3）再受験の電子申請の留意点

- ア 過去3年以内に書面申請又は電子申請し、受理された経過がある方で、同じ試験種類を再度受験する場合は、電子申請できます（受験地はどこでも可。）が、入力時に前回の受験票（控）又は試験結果通知書が必要です。
- イ **同一試験日に1種類のみ電子申請が可能です。（再受験からの複数受験は選択できません。（団体一括を除く。））**
- ウ 試験科目の免除の内容は前回の試験と同じとなります。（科目免除の内容変更は不可）

電子申請に関するお問い合わせ先

電子申請
2次元
コード

一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室
専用電話（全国共通） 0570-07-1000（通話料必要）
受付時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）



8-2 書面申請の方法

(1) 書面申請(願書による申請)の場合は、受験する種類(1種類に1枚)ごとに作成し、次表の書類の提出が必要です。提出書類に不備があった場合は、受験できない場合がありますので、ご注意ください。

提出書類名	留意点
受験願書	試験手数料の払い込みだけでは受験できません。「受験願書記入要領」(P 8~12)をよく読んで必要事項を記入し、必ず受験願書を提出してください。
該当者のみ	【郵便払込用紙で払込みをされた方】 振替払込受付証明書(お客様さま用)(原本) 試験案内に挟み込んでいるセンター指定の払込用紙を使用して、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み(ATM機での払込みは不可)、受付局日附印がある「振替払込受付証明書(お客様さま用)」の 原本 を願書B面表の該当箇所に貼付してください。(P 9、11、13、14 参照) ※2次元コード経由で払込みをされた方は、不要です。
	【既に消防設備士免状を1種類でも取得している方】 消防設備士免状のコピー 科目免除希望の有無にかかわらず、免状の表面、裏面のコピーを、願書B面裏の「既得消防設備士免状(コピー)貼付欄」に貼付してください。(P 9、12 参照) なお、免状が手帳式の場合は、氏名及び写真のある面と既得免状の記載がある面双方のコピーを貼付してください。
	【甲種受験申請者】 甲種受験資格を証明する書類 別記1「甲種消防設備士試験 受験資格」(P 20~22)で示す証明書類(コピー可)の提出が必要ですので、願書B面裏の「各種証明書等貼付欄」又は「既得消防設備士免状(コピー)貼付欄」の該当欄に貼付してください。 なお、「消防用設備等実務経験証明書」については、 事業主等が受験願書のB面裏の様式に直接記入(社印及び証明権限者の印の両方が必要) してください。(同様の内容であれば、他の様式でも可。(コピーでも可) P 9、12 参照)
	【試験科目の一部免除を申請する方】 資格を証明する書類 試験科目の一部免除を受ける方は、資格を証明する書類等を、願書B面裏の「各種証明書等貼付欄」又は「既得消防設備士免状(コピー)貼付欄」の該当欄に貼付してください。(P 4、5、9、12 参照)

(2) 受験願書等の申請書類は、下記の当支部事務所へ持参又は郵送して提出してください。郵送する場合は、願書を折らずに入る大きさの封筒に入れて提出してください。

※1 郵送による提出は、受付最終日までの日付消印があり、かつ、必要事項の正確な記入と必要な貼付書類等が全て整っているものに限り受理します。(後納郵便など、発送された日付が確認できない方法で送付され、受付最終日を過ぎて到着した場合は、受付できないことがありますので、ご注意ください。)

※2 郵送された書類に不備がある場合、受付期間内に修正できれば受理しますが、修正できない場合は返却しますので、早めの提出を推奨します。

※3 郵送による提出の場合、願書が届いたか否かのお問い合わせには、一切応じられません。確認が必要な場合は、必ず「特定記録郵便」や「簡易書留」、「レターパック」等ご自身で確認できる配達方法でお送りください。

※4 受付期間外に願書を送付された場合は、返却しますので、ご注意ください。

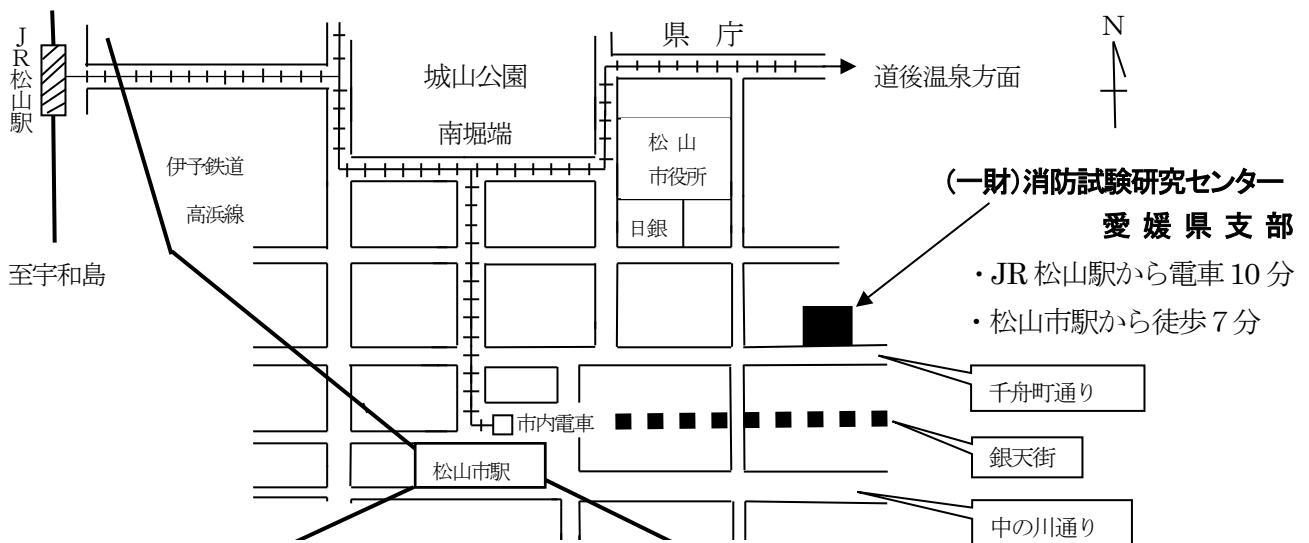
一般財団法人 消防試験研究センター 愛媛県支部

住所：〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階

TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

※当センターは試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書の販売等は一切行っていません。



受験願書記入要領

受験願書は、**A面とB面との複写式**です。次の記入要領と記入例を参考のうえ、**黒色のボールペンで丁寧に記入してください。****書き損じ箇所は、横二重線を引き、余白に訂正してください（訂正印不要）。**電子申請の際の入力内容も同主旨です。

願書記入欄		留意事項
A 面	① 都道府県名	都道府県名は、「愛媛」と記入。
	② 申請日	願書提出日を記入。
申請者 氏名	③ フリガナ	左詰め、カナ氏名の濁点・半濁点は、1マスを使って記入。
	④ 氏名	氏と名を左右に分けて、左詰で記入。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入。
	⑤ 生年月日、本籍	該当する元号に○を付け、1桁の場合は前に「0」を記入。本籍欄は本籍の都道府県名等を記入（外国籍の方は「外国籍」と記入）。コードは、願書B面裏の「都道府県等コード表」を参照。
	⑥ 住所	郵便番号は、7桁枠内に記入。 住所は、3段（①都道府県市郡区町村名・字名／②丁目・番地・号／③アパート・マンション名・棟番号・部屋番号等）に分けて記入。 「大字」・「番地」・「棟」・「号」の文字は省略。
	⑦ 自宅電話番号又は連絡先電話番号	市外局番から「-」を入れて記入。 (例：089-932-8808)
	⑧ 勤務先名又は学校名、連絡先電話番号	勤務先又は学校名を記入（所属先がない場合は空欄可）。連絡の取りやすい電話番号を記入（携帯電話も可）。
	⑨ 試験日	試験日を記入。
	⑩ 試験種類	受験する種類に○を付け、□欄に類別番号を記入。
	⑪ 受験地	「松山市」と記入。
	⑫ 甲種受験資格	甲種受験申請者は、別記1「甲種消防設備士試験 受験資格」(P20~22)の「願書資格欄記入略称」欄のいずれか該当するものを記入（過去の受験票等を使用する場合も、受験資格の略称は必ず記載。）のうえ、資格等を証明する書類を受験願書B面裏に貼付又は記入押印（⑬～⑮参照）。乙種受験者は、記入不要。
	⑯ 試験の免除	試験の一部免除の資格がある方 は、該当する資格のところの免除を「受ける」か「受けない」のどちらかに○を付ける。 資格がないところは、記入不要。 なお、「受ける」に○を付けた場合は、資格等を証明する書類を受験願書B面裏に貼付（⑬、⑮参照）。
	⑭ 複数受験	複数受験者は、⑩で記入した類と同時に受験する他の類を記入。
	⑮ メールアドレス (任意)	書類等に不備があった場合の連絡手段として願書記載の自宅電話等に連絡しますが、それに依りがたい場合で、メールによる連絡を希望する場合はメールアドレスを記入。（携帯電話アドレス可） なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定（ドメイン名 jasmie.ocn.ne.jp）が必要。
	⑯ 他の都道府県での申請状況	他の都道府県で3ヶ月以内に受験申請した方は、該当事項を記入。
	⑰ 該当する職業等	①～⑨から1つ選び、○を付ける。（無職は「その他」に記入）
	⑱ 免状取得の有無	消防設備士免状の既得の有無について、該当するものに○を付ける。（「有」の場合、右側の⑳「免状番号」欄に既得の免状番号を必ず記入のこと。）
	⑲ 取得している消防設備士免状	⑱で「有」に○を付けた方は、全ての既得免状の交付状況を記入。 コードは、願書B面裏の「都道府県等コード表」を参照。
	⑳ 免状番号	免状の写真下に記載されている12桁の番号を記入。

B 面 表	<p>★ B面は、複写式となっていますので、A面から転写されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">② 郵便払込用紙で払込みの場合 (P11、13、14 参照)</td><td style="width: 70%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 試験案内に挟み込んでいるセンター指定の払込用紙を使用して、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み（ATM機での払込みは不可）、受付局日附印のある「振替払込受付証明書（お客さま用）」を指定箇所に貼付。必ず原本を貼ってください。 受付局日附印のないものは不可。 また、本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼付しても無効。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 2次元コード経由で払込みの場合 (P11、13、14 参照)</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 表示されている2次元コードから払込み手続きを行った場合は、送られてくる決済完了メールに記載されている「決済完了番号（18桁）」を下部の記入欄に必ず記入してください。また、決済完了番号は、ご自分でメモしておくことを推奨します。 </td></tr> </table>		② 郵便払込用紙で払込みの場合 (P11、13、14 参照)	試験案内に挟み込んでいるセンター指定の払込用紙を使用して、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み（ATM機での払込みは不可）、受付局日附印のある「振替払込受付証明書（お客さま用）」を指定箇所に貼付。 必ず原本を貼ってください。 受付局日附印のないものは不可。 また、本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼付しても 無効 。	② 2次元コード経由で払込みの場合 (P11、13、14 参照)	表示されている2次元コードから払込み手続きを行った場合は、送られてくる 決済完了メールに記載されている「決済完了番号（18桁）」を下部の記入欄に必ず記入してください。また、決済完了番号は、ご自分でメモしておくことを推奨します。																	
② 郵便払込用紙で払込みの場合 (P11、13、14 参照)	試験案内に挟み込んでいるセンター指定の払込用紙を使用して、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み（ATM機での払込みは不可）、受付局日附印のある「振替払込受付証明書（お客さま用）」を指定箇所に貼付。 必ず原本を貼ってください。 受付局日附印のないものは不可。 また、本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼付しても 無効 。																						
② 2次元コード経由で払込みの場合 (P11、13、14 参照)	表示されている2次元コードから払込み手続きを行った場合は、送られてくる 決済完了メールに記載されている「決済完了番号（18桁）」を下部の記入欄に必ず記入してください。また、決済完了番号は、ご自分でメモしておくことを推奨します。																						
B 面 裏	<p>A面の⑫又は⑬で、資格等を証明する書類の貼付を要するとされた方は、当該書類を貼付（次表参照。消防設備士免状を有する方は、⑮の欄に貼付）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 60%;">該当者</th> <th style="width: 25%;">証明書類（コピー可）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑫</td><td>甲種受験申請者</td><td>別記1（P20～22）の証明書類</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">⑬</td><td>電気工事士免状を有する方</td><td>電気工事士免状</td></tr> <tr> <td></td><td>電気主任技術者免状を有する方</td><td>電気主任技術者免状</td></tr> <tr> <td></td><td>技術士登録証等を有する方</td><td>技術士第2次試験若しくは本試験の合格証書若しくは合格証明書又は技術士登録証</td></tr> <tr> <td></td><td>日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方</td><td>型式承認試験の実施業務の従事証明書</td></tr> <tr> <td></td><td>5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方</td><td>消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証</td></tr> </tbody> </table> <p>※証明書類は、コピーの貼付も可能ですが、原本からコピーをとる際には、証明書類の全体が確認できるもので、印影が欠けていないものとしてください。また、原本を確認させていただく場合があるので、原本は保管しておいてください。</p> <p>※過去に甲種を受験した方、又は、試験の一部免除を受けた方は、その時の受験票、受験票（控）又は資格判定コード欄に番号が印字されている試験結果通知書をもって、それぞれの証明書類とすることができます。（コピー可）</p>		区分	該当者	証明書類（コピー可）	⑫	甲種受験申請者	別記1（P20～22）の証明書類	⑬	電気工事士免状を有する方	電気工事士免状		電気主任技術者免状を有する方	電気主任技術者免状		技術士登録証等を有する方	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証書若しくは合格証明書又は技術士登録証		日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方	型式承認試験の実施業務の従事証明書		5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証
区分	該当者	証明書類（コピー可）																					
⑫	甲種受験申請者	別記1（P20～22）の証明書類																					
⑬	電気工事士免状を有する方	電気工事士免状																					
	電気主任技術者免状を有する方	電気主任技術者免状																					
	技術士登録証等を有する方	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証書若しくは合格証明書又は技術士登録証																					
	日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方	型式承認試験の実施業務の従事証明書																					
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育（機関科）修了証																					
<p>⑯ 各種証明書貼付欄</p>																							
⑰ 消防用設備等実務経験証明書欄	<p>別記1中、「実務2年」、「実務5年」、「消防行政3年」又は「省令前3年」で受験する甲種受験者のみ記入。（P22別記1注4参照） 証明書は、事業主等が直接記入する（会社印と証明者印の両方必要）。証明内容を具備していれば、他の様式の証明書でも可。（コピーでも可） 証明書作成時に実務経験中で、受験予定の試験日まで続くことが見込まれる場合は、試験日までを実務経験期間とすることができます。</p>																						
⑱ 既得消防設備士免状（コピー）貼付欄	<p>消防設備士免状の所持者は、科目免除希望の有無にかかわらず、免状のコピー（両面）を貼付（氏名・写真・交付番号等の全面コピー。P7参照）。</p>																						

個人情報の取り扱いについて

一般財團法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、取得した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

① 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

② 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、受験票への表示、結果通知書及び免状交付申請書、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的の達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

12

消防設備士試験受験願書(全国共通)

設

(A面記入例)

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿		都道府県名	愛媛	申請日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
申請者 氏名	③ ショウホウウ		タロウ		
生年 月日	⑤ 大昭平令 60年09月09日生	本籍	太郎	フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめて記入してください	
郵便番号	790-0011	必ず記入してください		自宅電話番号	089-932-8808
住所	⑥ 愛媛県松山市千舟町 4-5-4 松山千舟454ビル	都道府県名・子名を漢字で記入してください		勤務先名又は学校名 (一財)消防試験研究センター	
⑦	丁目番地・号について、数字で②-⑤-②-⑤のように略して記入してください		⑧	連絡先電話番号(携帯電話も可) 089-932-8808 内線()	
⑨ 試験日	令和△△年△△月△△日	※1 ⑯	メールアドレス(任意) @		
⑩ 試験種類	① 甲種 第1類	※2 ⑰	他の都道府県での受験申請状況		
⑪ 受験地	松山市	※3 ⑱	都道府県コード	試験種類	試験日
⑫ 甲種受験資格	特類	※4 ⑲	① 甲	② 乙	種 第□類 月 日
	特類以外 電工	※5 ⑳	③ 甲	④ 乙	種 第□類 月 日
⑬ 試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を(受けける)(受けない) 電気工事士免状による試験の免除を(受けける)(受けない) 電気主任技術者免状による試験の免除を(受けける)(受けない) 消防設備士免状による試験の免除を(受けける)(受けない) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関料を修了したことによる試験の免除を(受けける)(受けない)	※6 ㉑	該当する職業等に1つだけ○を記入してください		
⑭	同時に複数の試験を受ける者は、この 願書以外に受ける種類を記入すること	※7 ㉒	① 学生 ② 消防設備業 ③ 電気工事業 ④ 管工事業 ⑤ 建築業	※8 ㉓	⑥ ビル管理業 ⑦ ビル整備業 ⑧ 公務員 ⑨ その他
⑮ 免状取得の有無について記入してください	1 有 0 無	※8 ㉔	免状番号	20 2384 0851 8689	※9 ㉕
取得している消防設備士免状は全部記入してください	元号コード (昭和3 平成4 令和5)	免状交付年月日	交付番号	※10 ㉖	(記入上の注意)
	甲特	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	交付知事	コード
	甲1	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	甲2	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	甲3	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	甲4	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	甲5	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙1	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙2	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙3	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙4	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙5	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙6	年 □ □ 月 □ □ 日	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	乙7	年 4 26 月 07 日	00008	愛媛	38
※団体コード		※受付機関コード	※分類コード	※	(A面) 試験センター発行 507

消防設備士試験受験願書

(B面表 記入例)

※

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿		都道府県名	申請日	年	月	日
申請者 氏名	フリガナ					

※2次元コード経由で払込みができるのは、申請する試験の受付期間中だけですので、ご注意ください。（なお、コンビニ及びペイジーのオンライン方式の場合は、決済申込完了の翌日から3日目まで払込みが可能ですので、受付期間を過ぎても払込みができることがあります、書面願書は、払込みを済ませたうえで、下の決済完了番号欄に番号を記入して、受付期間内に提出することが必要ですので、それに間に合うように払い込んでください。）

※願書に印刷されている2次元コードは願書ごとに異なります。2次元コード経由で決済エラー等のため支払いできなかった場合は、多重決済防止のため同じ2次元コードを利用できません。

※上記の場合、現在の願書を破棄し、新しい願書にて決済するか、引き続き現在の願書を使用したい場合は、郵便払込用紙での払込方法により支払いをしてください。

郵便払込用紙で払込みをした場合は、「振替払込受付証明書（お客様用）」を、必ずこの部分に貼ってください。（P13、14参照）

※必ず原本を貼ること。

◎払込用紙で払込みの場合

※1 ①

※2 受験地

※3 資格

※4 免除

※5 複数

※6 併願

※7

※8

※9

※10

※11

※12

※13

※14

※15

※16

※17

※18

※19

※20

※21

※22

※23

※24

※25

※26

※27

※28

※29

※30

※31

※32

※33

※34

※35

※36

※37

※38

※39

※40

※41

※42

※43

※44

※45

※46

※47

※48

※49

※50

※51

※52

※53

※54

※55

※56

※57

※58

※59

※60

※61

※62

※63

※64

※65

※66

※67

※68

※69

※70

※71

※72

※73

※74

※75

※76

※77

※78

※79

※80

※81

※82

※83

※84

※85

※86

※87

※88

※89

※90

※91

※92

※93

※94

※95

※96

※97

※98

※99

※100

※101

※102

※103

※104

※105

※106

※107

※108

※109

※110

※111

※112

※113

※114

※115

※116

※117

※118

※119

※120

※121

※122

※123

※124

※125

※126

※127

※128

※129

※130

※131

※132

※133

※134

※135

※136

※137

※138

※139

※140

※141

※142

※143

※144

※145

※146

※147

※148

※149

※150

※151

※152

※153

※154

※155

※156

※157

※158

※159

※160

※161

※162

※163

※164

※165

※166

※167

※168

※169

※170

※171

※172

※173

※174

※175

※176

※177

※178

※179

※180

※181

※182

※183

※184

※185

※186

※187

※188

※189

※190

※191

※192

※193

※194

※195

※196

※197

※198

※199

※200

※201

※202

※203

※204

※205

※206

※207

※208

※209

※210

※211

※212

※213

※214

※215

※216

※217

※218

※219

※220

※221

※222

※223

※224

※225

※226

※227

※228

※229

※230

※231

※232

※233

※234

※235

※236

※237

※238

※239

※240

※241

※242

※243

※244

※245

※246

※247

※248

※249

※250

※251

※252

※253

※254

※255

※256

※257

※258

※259

※260

※261

※262

※263

※264

※265

※266

※267

※268

※269

※270

※271

※272

※273

※274

※275

※276

※277

※278

※279

※280

※281

※282

※283

※284

※285

※286

※287

※288

※289

※290

※291

※292

※293

※294

※295

※296

※297

※298

※299

※300

※301

※302

※303

※304

※305

※306

※307

※308

※309

※310

※311

※312

※313

※314

※315

※316

※317

※318

※319

※320

※321

※322

※323

※324

※325

※326

※327

※328

※329

※330

※331

※332

※333

※334

※335

※336

※337

※338

※339

※340

※341

※342

※343

※344

※345

※346

※347

※348

※349

※350

※351

※352

※353

※354

※355

※356

※357

※358

※359

※360

※361

※362

※363

※364

※365

※366

※367

※368

※369

※370

※371

※372

※373

※374

※375

※376

※377

※378

※379

※380

※381

※382

※383

※384

※385

※386

※387

※388

※389

※390

※391

※392

※393

※394

※395

※396

※397

※398

※399

※400

※401

※402

※403

※404

※405

※406

※407

※408

※409

※410

※411

※412

※413

※414

※415

※416

※417

※418

※419

※420

※421

※422

※423

※424

※425

※426

※427

※428

※429

※430

※431

※432

※433

※434

※435

※436

※437

※438

※439

※440

※441

※442

※443

※444

※445

※446

※447

※448

※449

※450

※451

※452

※453

※454

※455

※456

※457

※458

※459

※460

※461

※462

※463

※464

※465

※466

※467

※468

※469

※470

※471

※472

※473

※474

※475

※476

※477

※478

※479

※480

※481

※482

※483

※484

※485

※486

※487

※488

※489

※490

※491

※492

※493

※494

※495

※496

※497

※498

※499

※500

※501

※502

※503

※504

※505

※506

※507

※508

※509

※510

※511

※512

※513

※514

※515

※516

※517

※518

※519

※520

※521

※522

※523

※524

※525

※526

※527

※528

※529

※530

※531

※532

※533

※534

※535

※536

※537

※538

※539

※540

※541

※542

※543

※544

※545

※546

※547

※548

※549

※550

※551

※552

※553

※554

※555

※556

※557

※558

※559

※560

※561

※562

※563

※564

※565

※566

※567

※568

※569

※570

※571

※572

※573

※574

※575

※576

※577

※578

※579

※580

※581

※582

※583

※584

※585

※586

※587

※588

※589

※590

※591

※592

※593

※594

※595

※596

※597

※598

※599

※600

※601

※602

※603

※604

※605

※606

※607

※608

※609

※610

※611

※612

※613

※614

※615

※616

※617

※618

※619

※620

※621

※622

※623

※624

※625

※626

※627

※628

※629

※630

※631

※632

※633

※634

※635

※636

※637

※638

※639

※640

※641

※642

※643

※644

※645

※646

※647

※648

※649

※650

※651

※652

※653

※654

※655

※656

※657

※658

※659

※660

※661

※662

※663

※664

※665

※666

※667

※668

※669

※670

※671

※672

※673

※674

※675

※676

※677

※678

※679

※680

※681

※682

※683

※684

※685

※686

※687

※688

※689

※690

※691

※692

※693

※694

※695

※696

※697

※698

※699

※700

※701

※702

※703

※704

※705

※706

※707

※708

※709

※710

※711

※712

※713

※714

※715

※716

※717

※718

※719

※720

※721

※722

※723

※724

※725

※726

※727

※728

※729

※730

※731

※732

※733

※734

※735

※736

※737

※738

※739

※740

※741

※742

※743

※744

※745

※746

※747

※748

※749

※750

※751

※752

※753

※754

※755

※756

※757

※758

※759

※760

※761

※762

※763

※764

※765

※766

※767

※768

※769

※770

※771

※772

※773

※774

※775

※776

※777

※778

※779

※780

※781

※782

※783

※784

※785

※786

※787

※788

※789

※790

※791

※792

※793

※794

※795

※796

※797

※798

※799

※800

※801

※802

※803

※804

※805

※806

※807

※808

※809

※810

※811

※812

※813

※814

※815

※816

※817

※818

※819

※820

※821

※822

※823

※824

※825

※826

※827

※828

※829

※830

※831

※832

※833

※834

※835

※836

※837

※838

※839

※840

※841

※842

※843

※844

※845

※846

※847

※848

※849

※850

※851

※852

※853

※854

※855

※856

※857

※858

※859

※860

※861

※862

※863

※864

※865

※866

※867

※868

※869

※870

※871

※872

※873

※874

※875

※876

※877

※878

※879

※880

※881

※882

※883

※884

※885

※886

※887

※888

※889

※890

※891

※892

※893

※894

※895

※896

※897

※898

※899

※900

※901

※902

※903

※904

※905

※906

※907

※908

※909

※910

※911

※912

※913

※914

※915

※916

※917

※918

※919

※920

※921

※922

※923

※924

※925

※926

※927

※928

※929

※930

※931

※932

※933

※934

※935

※936

※937

※938

※939

※940

※941

※942

※943

※944

※945

※946

※947

※948

※949

※950

※951

※952

※953

※954

※955

※956

※957

※958

※959

※960

※961

※962

※963

※964

※965

※966

※967

※968

※969

※970

※971

※972

※973

※974

※975

※976

※977

※978

※979

※980

※981

※982

※983

※984

※985

※986

※987

※988

※989

※990

※991

※992

※993

※994

※995

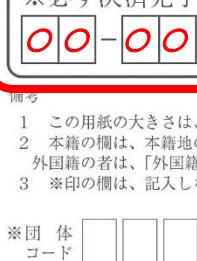
※996

※997

※998

※999

※1000



2次元コード経由で払込みをした場合は、決済完了メールに記載されている「決済完了番号（18桁）」を、必ずこの部分に記入して願書を提出ください。（P13、14参照）

従って、願書提出前に試験手数料の払込みを済ませておく必要がありますので、ご注意ください。また、決済完了番号は、ご自分でメモしておくことを推奨します。

(B面裏 記入例)

②③

各種証明書等貼付欄

この部分にのりづけし
なお、この部分に「振替払込受付証明書」

(記入・貼付例)

各種証明書等をこの部分にのり付け
してください。(P 9 ②③参照)

都道府県等コード

北海道	01	福島	07	東京	13	山梨	19	滋賀	25
青森	02	茨城	08	神奈川	14	長野	20	京都	26

実務経験の受験資格で甲種を受験される方は、下欄の証明書による事業所等の証明が必要です。

(P 9 ④及びP22 別記1注4参照)

コピーでも可。ただし、印影が欠けていないこと。

②④

消防用設備等実務経験証明書

氏名	OO OO	平成〇年〇月〇日生
経験内容	1 整備経験 <input checked="" type="checkbox"/> 2 工事補助経験 <input type="checkbox"/> 3 その他()	該当する経験内容に○印を付けてください。
実務経験期間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで (5 年 3 月)	経験内容で1の「整備経験」に○印を付けた方は、乙種免状を取得後に、消防設備士でなければ行つてはならない消防用設備等の整備を行った実務経験期間と年数及びその設備等の種類を記入してください。(2年以上が必要です。受験しようとする試験種類に該当する設備等(P 3 の3参照)以外の消防用設備等の整備実務経験でも構いません。)
消防用設備等の種類	スプリンクラー設備	経験内容で2の「工事補助経験」に○印を付けた方は、受験しようとする試験種類に該当する設備等(P 3 の3参照)の工事の補助者としての実務経験期間と年数及びその設備等の種類を記入してください。(5年以上が必要です。)
上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 〇年〇月〇日		
事業所名	OO設備株式会社	事業所等の印
証明者	役職 代表取締役 氏名 OO OO 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	証明者(事業主等)の役職印又は私印

既得消防設備士免状(コピー)貼付欄

消防設備士講習の受講状況

修了年月	講習実施機関	証印

(備考)

消防設備士免状

氏名 消防 太郎 生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 本籍 愛媛県

種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種特類			
甲種1類			
甲種2類			
甲種3類			
甲種4類			
甲種5類			
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類			
乙種5類			
乙種6類			
乙種7類	H26.07.16	00008	愛媛



写真の書換は
平成36年
7月16日まで
238408518689

愛媛県
知事

消防設備士免状を取得されている方は、科目免除希望の有無にかかわらず、免状の
コピー(両面)をこの部分にのり付けしてください。(P 7、9 ⑤参照)

(B面裏)

8-3 団体申請による受験

- (1) 法人や学校等教育機関、グループ等で、次の要件を満たすことができる場合は、団体申請することができます。団体申請を新たに希望される場合は、事前に当支部へご連絡ください。
- ア 10人以上の受験者が見込まれること。
- イ 申請手続き、試験手数料の払込み、その他関係事務を行う担当者（以下、「団体代表者」という。）を置くこと。
- (2) 手続き等

区分	手 続・条 件
書面申請	<p>① 年度毎に当支部から入手した「団体申請申込書」を提出すること。</p> <p>② 受験願書及び試験種類別受験者名簿を一括提出すること。（払込書による受験手数料の全員分の一括払込みが可能。なお、一括払込みの場合、振替払込受付証明書の払込人氏名には、受験申請者のうち1名の氏名及び団体名を記入すること。）</p>
電子申請	<p>① 年度毎に当支部から入手した「団体申請申込書」を提出し、電子申請に必要な「団体コード」、「団体確認キー」及び「団体代表者キー」の交付を受けること。</p> <p>② 電子申請の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体個別申請（団体代表者の下で、受験者が個別に直接電子申請する方法） <ul style="list-style-type: none"> ・団体代表者：団体情報の登録 及び 受験者への周知（「団体コード」、「団体確認キー」） ・各受験者：「団体申請者向けページ」での申請入力及び試験手数料の払込み、受験票のプリントアウト ○ 団体一括申請（団体代表者が、一括して電子申請する方法） <p>令和7年度から、団体一括電子申請の方法が、次の2種類となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「Excel一括取込」：従来同様、団体代表者が受験者情報をExcelシートに入力し申請する方法 ② 「一括申請登録」：団体代表者が、受験者情報を1人ずつ申請画面に入力し申請する方法 <p>※②の場合、受験資格証明書類の電子ファイルをアップロードして提出可（原本等の送付不要）だが、①の場合は、従来同様、証明書類の原本又はコピーの支部への郵送が必要。</p> ③ 電子申請での「団体一括申請」の場合、上記①でも②でも、また、「団体一括払込」でも「受験者個別払込」でも、払込手数料はかかりません。（当センターが負担します。払込方法は、コンビニかペイジーのいずれかです。）ただし、団体で集金した硬貨をゆうちょ銀行口座に預け入れるときに、場合によって硬貨取扱手数料が発生することがありますので、ご留意ください。

9 試験手数料の納入方法

(1) 試験手数料

甲 種	乙 種	備 考
6,600円	4,400円	※一旦払込みされた試験手数料は、お返しできません。自己都合により試験を欠席してもお返しできません。（欠席の連絡は不要です。）

(2) 払込方法

払込方法は、次の5種類から選択できます。（電子申請の場合、郵便払込用紙は選択できません。）

電子申請の場合は、電子申請ページの画面の指示に従い、手続きをしてください。

書面申請で、郵便払込用紙の場合は、次の（3）をご覧ください。それ以外の場合は、**願書B面表の「2次元コード経由で払込みの場合」欄に表示されている2次元コード**をスマホで読み取り（※1）、**手続きを進めて、払込みを行い、送られてくる決済完了メールに記載されている「決済完了番号（18桁）」を「2次元コード経由で払込みの場合」欄の下部の記入欄に必ず記入して願書を提出してください。（P11参照）**従って、願書提出前に試験手数料の払込みを済ませておく必要がありますので、ご注意ください。また、決済完了番号は、ご自分でメモしておくことを推奨します。

払込（決済）方法	電子申請	書面申請	備 考	払込手数料
クレジットカード	○	○	VISA、JCB、マスターカード、アメリカンエキスプレス、ダイナース	230円／件（税込）
コンビニエンスストア	○	○	セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキ及びヤマザキデイリーストア（その他系列店はPOSレジ設置店のみ）	※書面申請の場合、1申請1件となり、複数受験でのまとめ払いや団体申請での一括払込不可。
ペイジー（Pay-easy）	○	○	情報リンク方式、オンライン方式	
スマホ決済	○	○	PayPay、メルペイ	
郵便払込用紙	×	○	郵便局又はゆうちょ銀行での窓口払込み（ATM機での払込み不可）	203円／件（税込） [5万円未満の場合]

※1 パソコンをお使いの場合は、センターHPトップの「書面申請の2次元コード決済はこちら」から入っていた
だき、電子申請ページの下部にある「書面申請決済情報入力」から手続きを進めて、払込みをしてください。

※2 2次元コード経由で払込みができるのは、申請する試験の受付期間中だけ（コンビニ及びペイジーのオンライン方式について、P11 参照）ですので、ご注意ください。

※3 試験日の翌日から、センターHPの電子申請ページで領収書をダウンロードできます。（郵便払込用紙の場合を除く。）なお、ダウンロードには、電子申請受付番号（電子申請：17桁）又は願書識別番号（書面申請：13桁）が必要です。（それぞれの番号は、受付完了メール（電子申請）又は決済完了メール（書面申請）に記載されていますので、大事に保存しておいてください。）

（3）郵便払込用紙の場合の払込方法と留意点

ア 郵便払込用紙の場合は、試験案内に挟み込んでいるセンター指定の払込用紙を必ず使用して、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。

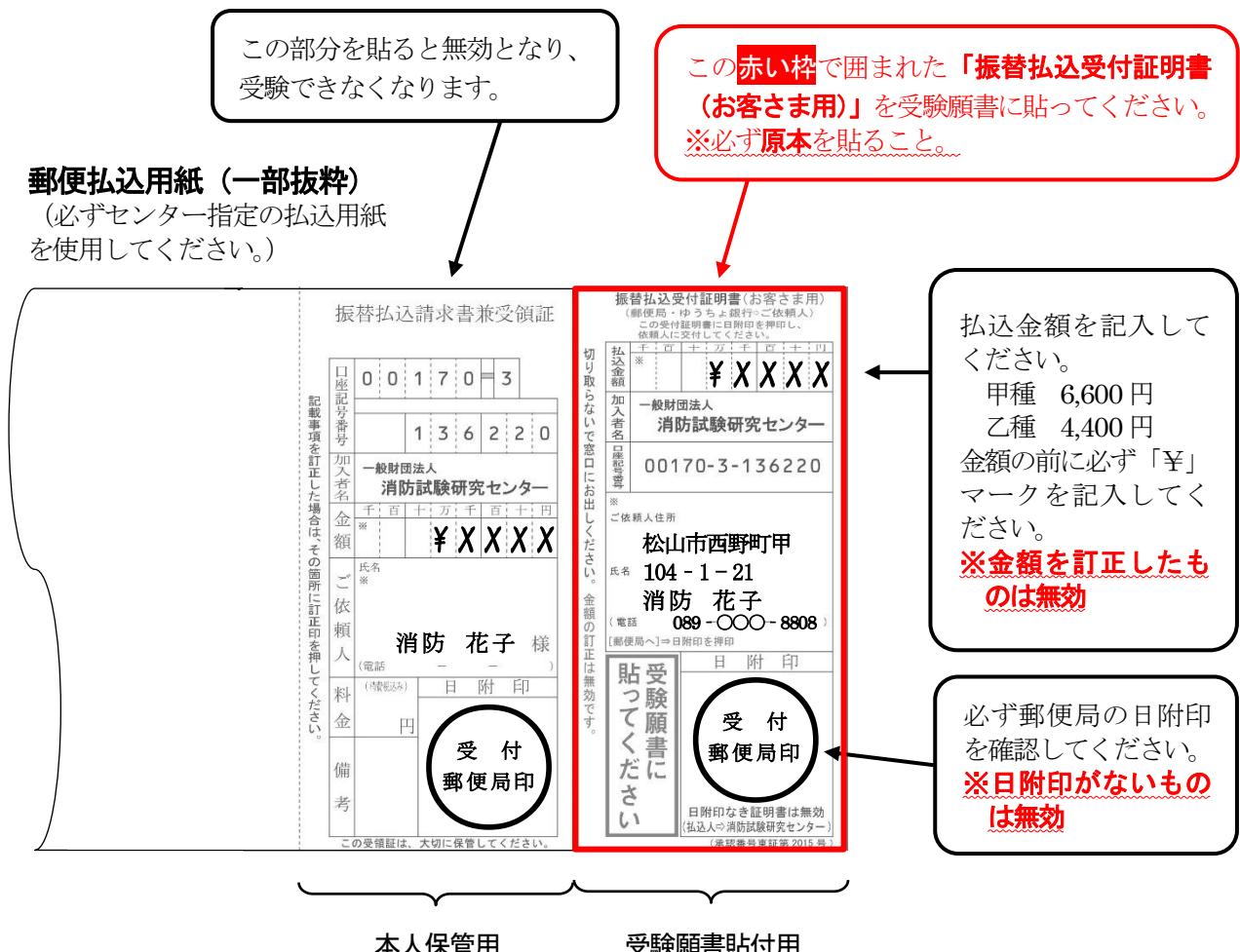
※ ATM機での払込みは不可です。ATM機で払い込むと、受験申請に必要な「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受領することができません。

イ 窓口から受領した日附印入りの「振替払込受付証明書（お客さま用）」の原本を、受験願書B面表の貼付欄に糊付けしてください。（P11 参照。本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼り付けないでください。貼り付けた場合は、改めて「振替払込受付証明書（お客さま用）」を提出していただきますので、ご注意ください。）

※ 複数受験の場合、複数分の試験手数料を、1枚の払込用紙でまとめて払い込むことができます。この場合の「振替払込受付証明書（お客さま用）」は、試験種類の数字が最も小さい試験の受験願書B面表に貼り付けてください。

※ 「払込金額」欄を訂正した「振替払込受付証明書（お客さま用）」は無効です。金額の記入を誤った場合は、新しい払込用紙をお使いください。

※ 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を紛失、汚損等により受験願書に貼付できない場合、当センターとしては、試験手数料の払込みがあったものと認めることができません。その場合は、再度払込みのうえ、新たな「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼付していただくことになりますので、ご注意ください。なお、再度払い込んだ後に紛失した証明書が発見されたときは、還付申請することができますので、当支部へご連絡ください。



10 受験票及び写真の取扱い

(1) 受験票の取扱い

区分	取扱事項
書面申請 (試験日の約10日前に当支部から発送)	<p>① 記載内容の確認。</p> <p>② 氏名欄に黒ボールペンで記入、所定の写真(下記(2)参照)を貼付。</p> <p>③ 試験当日持参(受験票(控)の部分を除く)。</p>
電子申請 (試験日の約10日前に電子メールを送信)	<p>① 電子メールの指示に従って受験票をダウンロード(※2参照)し、必ずA4サイズの紙に印刷してください。(拡大・縮小して印刷しないこと。)</p> <p>② 印刷した受験票を中央の切り取り線で切り取り、上半分を山折りし、裏側をのり付けして貼り合わせ、氏名欄に黒ボールペンで記入、所定の写真(下記(2)参照)を貼付。</p> <p>③ 上半分の受験票を試験当日持参(下半分(受験票(控))は持参の必要なし。※4参照。)</p>

※1 書面申請において、試験日の5日前までに郵送されない場合は、当支部へ本人が直接連絡すること。

※2 電子申請時に入力した電子メールアドレスに、受験票がダウンロードできる旨の通知がある。

※3 記載内容を確認し、訂正すべき事項がある場合は、試験当日、試験室での受付時に申し出ること。

※4 受験票(控)は、今後、合格発表の確認、甲種や電子申請の再受験の際に使用できるので、大切に保管すること。

(2) 貼付する写真の規格等

写真の大きさ	縦4.5cm×横3.5cm(いわゆるパスポートサイズ)
画質・画像	試験日の6か月以内に撮影したカラー又は白黒写真 で <ul style="list-style-type: none"> 鮮明なもの(デジタル写真の場合は、フィルム写真と同等以上の高画質なものに限ることとし、写真専用紙で印刷すること。) 髪などで顔が隠れず、よく分かるもの 胸から上の正面三分身像、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、無背景 枠なし
裏書き	写真の裏面に撮影年月日、氏名、年齢を記入。

(3) 受験票のイメージ

【書面申請者用受験票】



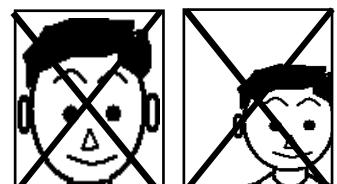
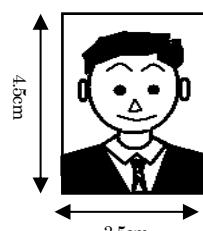
[写真の例]

良い写真

悪い写真

- 前髪が目にかかるついていたり、サングラスをかけたりしない。
- 画質の悪いもの、キズのあるもの、不鮮明なものなども不可。
- 写真を貼付する際に、糊などで写真や受験票が汚れないよう、ご注意ください。

○ 受験票の氏名欄は、黒ボールペンで記入。



【電子申請者用受験票】

※必ずA4サイズの紙に印刷してください。

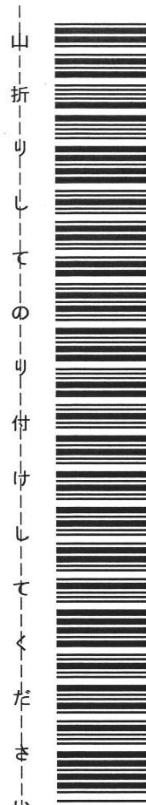
(拡大・縮小して印刷しないでください。)

②山折り・
のり付け

③写真を貼る

注意事項

- 1 次の場合は受験することができません。
 - (1) 受験票がない場合
 - (2) 受験票に写真を貼っていない場合
 - (3) 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 2 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 3 受験票、鉛筆（B又はH B）、消しゴムを持参してください。
- 4 試験会場への電話の問い合わせはしないでください。
- 5 不正行為及び係員の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とします。
- 6 本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）の提示をお願いすることがあります。
- 7 電話による合否の問い合わせには、応じられません。
- 8 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 9 試験日時を変更する場合には、当センターのホームページに緊急情報又は重要なお知らせとして掲示します。
特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して延期等する場合の緊急情報は、試験開始時間の2時間前までに掲示します。
- 10 試験会場敷地内は全面禁煙です。
- 11 車での来場はできません。
公共交通機関等を利用して下さい。
- 12 近隣のコンビニ店等への「無断駐車」はしないこと。



消防設備士試験 受験票

写 真 縦4.5cm×横3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載
6ヶ月以内に撮影したもの
(正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、無背景、上三分身像)

しっかりとのり付けして下さい。
(セロハンテープ不可)

④黒ボー
ルペン
で記入

受験番号	L1-1036	試験の種類	甲種第1類
カナ氏名	ショウボウ タクウ		
氏名	受験者氏名を「かき書き」で記入してください		
試験日時	令和01年12月22日 [1/1] 09時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	愛媛大学 共通教育講義棟A 松山市文京町3番 ※車・バイクの乗り入れ禁止 (試験室) グリーンホール Bグループ		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	01
既得免状			

3824311222002L110364 □□□

008-02-000B 60005

試験当日、この受験票は回収します。

切り取って下さい

消防設備士試験 受験票（控）

受験番号	L1-1036	試験の種類	甲種第1類
カナ氏名	ショウボウ タクウ		
氏名	消防 太郎		
試験日時	令和01年12月22日 [1/1] 09時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	愛媛大学 共通教育講義棟A 松山市文京町3番 ※車・バイクの乗り入れ禁止 (試験室) グリーンホール Bグループ		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	01
既得免状			
受験者現住所			

注：記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。

- 1 受験票がない場合
 - 2 受験票に写真を貼っていない場合
 - 3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- この受験票（控）は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要ですので、大切に保管してください。

①切り離す

11 試験当日の留意事項

(1) 持ち物

ア 受験票 (縦4.5cm × 横3.5cmの写真を糊付けしたもの。P15、16参照)

※ 複数受験者は、それぞれの試験種類の受験票が必要です。

イ B又はHBの鉛筆(シャープペンシル含む) 数本

ウ プラスチック消しゴム

(2) 試験会場と集合時刻

受験票に記載されている試験日、集合時刻、試験開始時刻、試験会場等を必ずご確認のうえ、**集合時刻までに指定された試験室の座席に着席してください。試験開始前に受験上の留意事項等を説明します。**

(3) 試験の方法

種類	方法 (甲種、乙種とも同じ)
筆記試験	4肢択一式 (マークシート方式)
実技試験	鑑別等、製図とも、図面、写真及びイラスト等による記述式 (定規等は不要)

(4) その他

ア 次の場合は受験できません。

① 受験票がない場合

② 受験票に貼付する写真をお持ちでない場合

③ 本人と確認できない写真 (マスク、サングラスの着用等) を貼っている場合

イ 鉛筆又はシャープペンシル以外の筆記用具 (ボールペン等) を使用して解答カードにマークした場合には、機械が読み取れず、0点となることがありますので、使用しないでください。

ウ 参考書、法令集等の参照は一切できません。

エ 受験机には、筆記用具、飲用ペットボトル、腕時計以外のもの (テンプレート等の定規類、下敷き、筆箱、電卓、電子手帳、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等) は、置かないでください。

オ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
(これらの電子機器類を時計として使用することはできません。)

カ 試験問題集や解答カードの持ち帰り、問題の撮影やメモは失格となるので、留意してください。

キ その他

① 試験会場等が変更されていることがあります。受験票に記載された試験会場等をよく確認してください。

② 試験に関して、試験会場へ電話の問い合わせはしないでください。

③ 試験会場には、駐車場はありません。試験会場周辺に違法駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。

12 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験で「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目の正答率が40%以上で、かつ、全体の出題数（解かなければいけない問題数）の正答率が60%以上であること。実技試験はありません。

(2) 甲種 (特類以外) 及び乙種

筆記試験で「消防関係法令」、「基礎的知識」、「構造・機能及び(工事・)整備」の各科目の正答率が40%以上で、かつ、全体の出題数（解かなければいけない問題数）の正答率が60%以上で、さらに実技試験の正答率が60%以上であること。なお、前記6(P4、5)により試験科目の一部免除を受けた場合は、免除されていない出題数で上記の基準を満たすこと。

また、実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

13 試験結果発表

試験結果は、下表の3通りの方法で発表します。

なお、試験結果の合否、受験番号、試験問題及び解答に関する電話等でのお問い合わせには、一切お答えできません。

発表方法	備考
試験結果通知書	試験結果発表日に、受験者全員に合否を記した試験結果通知書を当支部から発送します。 (庄着はがき)
当支部掲示板	試験結果発表日の午前9時から、合格者の受験番号を当支部の掲示板に公示します。
ホームページ	試験結果発表日の正午から、合格者の受験番号を当センターホームページに掲示します。 (アドレス： https://www.shoubo-shiken.or.jp)

14 合格者の免状交付申請手続き

試験に合格した方は、試験結果通知書下段の枠内説明文及び下表に従い、当支部に郵送又は持参して、免状の交付を申請してください。

なお、免状交付申請に必要な経費は自己負担となりますので、ご了承願います。

また、試験日から6か月過ぎますと、再度写真の提出をお願いすることになりますので、ご注意ください。

申請時にご提出いただくもの	免状を郵送で受け取る場合	免状をセンター支部窓口で受け取る場合
1 試験結果通知書・免状交付申請書	<p>○結果通知書と免状交付申請書は切り離さず提出してください。</p> <p>○免状交付申請書に、申請日、申請者名（合格者名）、連絡先電話番号を必ずご記入ください。</p>	
2 定形封筒 長さ 14~23.5 cm 幅 9~12 cm	<p>この封筒を使用して、免状ができあがり次第、簡易書留郵便で郵送しますので、封筒表面に送り先（申請者）の住所、氏名、受験番号を記入のうえ、460円分（下記「注意事項」参照）の郵便切手を貼付したものをご用意ください。</p> <p>勤務先等申請者の住所以外の場所に郵送を希望する場合は、表面に希望送付先の住所、宛名とともに、必ず申請者の氏名を記入してください。</p> <p>★送付先の記入には、次ページの①をご利用ください。</p>	<p>窓口で受け取る場合も、紛失等を避けるため、この封筒を使用しますので、封筒表面に受験番号、氏名、連絡先電話番号を記入したものをご用意ください。（郵便切手は不要です。）</p> <p>免状ができあがり次第、電話連絡しますので、窓口へお越しください。</p> <p>その際、</p> <p>① 本人が受領する場合は、印鑑 ② 代理人が受領する場合は、委任状、代理人の写真付き公的証明書（運転免許証等）及び代理人の印鑑</p> <p>が必要です。</p>
3 愛媛県収入証紙 (2,900円)	愛媛県収入証紙（ 収入印紙ではない ）は、伊予銀行本店・支店（一部支店を除く）等の愛媛県収入証紙売りさばき所（当センターホームページの「証紙入手先」からアクセス可）で購入し、申請書裏面の手数料貼付欄に重ならないように貼付してください。（抹消印のあるものは不可）	
4 既得消防設備士免状	消防設備士免状を所有している方は、既得免状を添付してください。 既得免状を亡失又は滅失した方は、免状の再交付申請を同時に行ってください。	

注意事項 事業所等で、複数名の免状の一括交付を申請される場合は、以下の点に注意してください。

- (1) 複数名の申請者の申請書をまとめて提出してください。
- (2) 免状送付用封筒の裏に、申請者全員の受験番号と氏名を記入してください。（別紙名簿同封も可）
- (3) 免状枚数が7枚以上の場合の簡易書留用郵便切手料金は、上記460円を次のとおり読み替えてください。

免状枚数	7~12枚	13~19枚	20~33枚	34~67枚
切手料金	530円	620円	670円	860円

- (4) 団体代表者等がセンター窓口で代理受領する場合の留意事項は、上表2の右欄の記載内容と同じです。

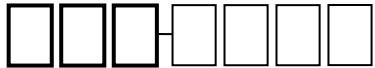
※この頁を免状交付申請の際に切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。

①あなたが、できあがった免状を郵送で受け取る場合に、ご用意いただく定形封筒（免状郵送用封筒）の表面に貼り付けてご利用ください。（前ページ参照）

②あなたが、免状の交付申請に必要な申請書や免状郵送用封筒等を、センターに郵送するときの封筒表面に貼り付けてご利用ください。

460 円分の
郵便切手を貼
ってください

(免状受取用)



郵便切手を
貼ってください

(申請用)

7 9 0 0 0 1 1

松山市千舟町四丁目5-4
松山千舟454ビル5階

一般財団法人消防試験研究センター
愛媛県支部 行

(申請書・免状郵送用封筒・旧免状在中)

(切り取り)

簡易書留

様

(新規作成免状在中)

一般財団法人 消防試験研究センター
愛媛県支部
〒790-0011
松山市千舟町四丁目5-4 松山千舟454ビル5階
TEL (089) 932-8808

受験番号

—

※受験番号を記入してください。

差出人	住所	〒	—
	氏名		

受験番号

—

※受験番号を記入してください。

別記 1

甲種消防設備士試験 受験資格

※書面申請の場合、「証明書類」欄の書類は、**すべてコピー提出可**（縮小も可。P 7～9、P 12、P 22 注1 参照。）

※電子申請の場合、申請情報入力画面に従い、「証明書類」欄の書類の**電子ファイル (PDF 形式又は JPEG 形式) をアップロード。**（原本等の送付必要なし。）消防設備士免状は、免状番号を入力。（アップロード必要なし。）（P 6、P 22 注1 参照。）

甲種特類

対象者	内容	願書資格欄 記入略称	証明書類
右欄に特定する三つ以上の甲種消防設備士免状取得者	甲種第1類～第3類のうちいずれか一つ以上の免状を有し、かつ甲種第4類及び第5類の両方の免状を併せて有する者	甲 特	免 状

甲種特類以外

対象者	内容	願書資格欄 記入略称	証明書類
1 甲種消防設備士免状取得者	いずれかの類の甲種消防設備士免状を有する者	甲種設備士	免 状
2 乙種消防設備士免状の交付を受けた後、2年以上工事整備対象設備等の整備を経験した者	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する者（消防法施行令第36条の2に定める消防用設備等に限る。）（基準日は試験日まで。注4参照）	実務 2 年	免状及び実務経験証明書
3 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（5年制）、高等学校、中等教育学校又は旧中等学校において、「機械、電気、工業化学、土木又は建築」（以下「指定科目」という）に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した者 (2) 大学、短大、高等専門学校において、指定科目に関する科目を15単位以上修得して卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）（別表2「授業科目一覧表」により算定） (3) 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で、指定科目に関する科目を8単位以上修得して卒業した者（別表2「授業科目一覧表」により算定）	(1) 大学等卒 高校等卒 (2) 15 単位 (3) 8 单 位	(1) 卒業証書、学位記又は卒業証明書 ※学科名が明記されたもの (2) 単位修得証明書 (3) 卒業証書又は卒業証明書に加えて単位修得証明書 ※学科等の名称が明記されたもの
4 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、大学院又は専修学校に在学中又は中途退学した者で、指定科目に関する科目を15単位以上修得した者	(1) 大学、短期大学、高等専門学校（5年制）、大学院において、指定科目に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した者 (2) 学校教育法による専修（専門）学校において、指定科目に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した者（単位制でない学校等については、注2により授業時間数を換算します。）	(1) 15 单 位 (2) 専修学校等	(1)、(2) 単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において、「指定科目」に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として、15単位以上修得した者（授業科目については、別表2「授業科目一覧表」を参照ください。）	(1) 学校教育法による各種学校 (2) 学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校の専攻科 (3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 (4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、同短期大学校 (5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校・同短期大学校 (6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校・同短期大学校 (7) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学	(1) 専修学校等 (2) 大学等卒 (3)～(12) その他学校	(1)～(12) 単位修得証明書

	校・同短期大学校 (8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法(昭和33年)による職業訓練大学校 (9) 雇用促進法(昭和41年)附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 (10) 独立行政法人水産大学校(農林水産省組織令等による水産大学校を含む) (11) 国土交通省組織令等による海上保安大学校 (12) 国土交通省組織令等による気象大学校	(3)～(12) その他学校	(1)～(12) 単位修得証明書
6 技術士法による技術士第2次試験に合格した者	科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。(指定された部門以外は、科目免除がありません。)(P5参照)	技術士 (○○部門)	第2次試験若しくは本試験の合格証書若しくは合格証明書又は技術士登録証
7 電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けている者等	(1) 電気工事士免状の交付を受けている者 (2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定に合格した者	(1)、(2) 電工	(1) 免状 (2) 検定合格証書又は検定合格証明書
8 電気事業法による第1種～第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者等	(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる者 (認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に資格を付与された制度)	(1)、(2) 電主任	(1) 免状 (2) 認定校の卒業証明書等
9 工事整備対象設備等の工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する者	受験しようとする試験の指定区分に係る工事整備対象設備等の工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する者(基準日は試験日まで。注4参照)	実務5年	実務経験証明書
10 その他2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた者	(1) 次に掲げる学校において、指定科目に関する学科又は課程を修めて卒業した者 学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した者 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成規程による教員養成所 (2) 学校教育法第104条に基づき、大学又は学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する者(外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。) (3) 専門学校卒業程度検定試験の指定科目の部門に関する検定合格者 (4) 建設業法による管工事施工管理に係る1級又は2級技術検定合格者(※1級又は2級技士) (5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について、普通免許状がある者(旧教員免許令を含む。) (6) 電波法第41条により、無線従事者の資格の免許を受けている者(アマチュア無線技士を除く。) (7) 建築士法による1級又は2級建築士 (8) 職業能力開発促進法(旧職業訓練法)による配管に係る1級又は2級の試験合格者 (9) ガス事業法によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第4類の消防設備士の受験に限る。) (10) 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者(旧法の資格者を含む。)	(1) 大学等卒 (2) 博(修)士 (3) 専検合格者 (4) 管工事技士 (5) 教員免許状 (6) 無線従事者 (7) 建築士 (8) 配管技能士 (9) ガス技術者 (10) 給水技術者	(1) 卒業証書、学位記又は卒業証明書に加えて単位修得証明書 (2) 学位授与証明書、学位記、修了証書又は修了証明書 ※学位取得がわかるもので、専攻分野の名称が付記されたもの (3) 検定試験合格証明書 (4) 技術検定(2次検定)合格証明書 ※2次検定は令和3年以降の技術検定 (5) 免許状 (6) 免許証 (7) 免許証又は一級・二級建築士証明書 (8) 技能検定合格証書 (9) 免状 (10) 免状又は登録証

	(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について、3年以上の実務経験がある者 (基準日は試験日まで。注4参照) (12) 昭和41年以前において、消防用設備等の工事について、3年以上の実務経験がある者(注4参照) (13) 旧制度(昭和41年前の東京都火災予防条例)の消防設備士	(11) 消防行政3年 (12) 省令前3年 (13) 条例設備士	(11) 実務経験証明書 (12) 実務経験証明書 (13) 免状
11	上記のいずれかにより、過去に甲種消防設備士試験の受験申請をしたことがある場合は、その時の受験票若しくは受験票(控)又は試験結果通知書(資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。)を有している者(ただし、「実務5年」(工事補助者)の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限る。)	上記のうち 該当の略称	受験票、受験票(控) 又は試験結果通知書 ※電子申請の場合、資格判定コード等の入力のみでよい。(アップロード必要なし。)

注1 書面申請用に証明書類を原本からコピーする場合、又は、電子申請用に証明書類をデジタルカメラやスマートフォンで撮影したり、スキャンする場合は、証明書類の全体が確認できるもので、印影が欠けていないものとしてください。また、原本を確認させていただく場合があるので、原本は保管しておいてください。

注2 4の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわりなく通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。(大学等で発行する「単位修得証明書」による。)

単位制度のない学校にあっては、指定科目について、講義15時間、演習30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもって、それぞれ1単位として、15単位以上修得した者とします。

注3 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入する略称です。

注4 2、9及び10-(11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式(P12④参照。)を使用するか、同様の内容のものを提出してください。(電子申請でも、同様の内容の電子ファイルをアップロードしてください。また、実務経験期間は、一事業所で不足する場合、他の事業所での期間を通算できます。この場合、別途、他の事業所の証明書を添付すること。)

注5 旧制の大学及び専門学校等の卒業者、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業者及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。

書式例 単位修得証明書

《注》証明書の書式は例の内容が記載されれば自由です。
《注》学長等が「○○に関する科目」と認めた授業科目は、原則として、そのまま単位として認めます。

単位修得証明書			
○○ 年 月 日 入学	○○ 部 ○○科	○○ 年 月 日 修了	氏名 ○○○○ 年 月 日 生
○○に関する 授業科目名	修得単位数 又は時間	○○に関する 授業科目名	修得単位数 又は時間
上記のとおり証明する。 年 月 日			
学校の所在地		_____	
学校の名称		_____	
証明者(学校の代表者氏名・役職名)		_____ 印	

別表1 指定学科一覧表(例示)

次表にないものについては、当支部へお問い合わせください。

索引	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学又は旧制の専門学校の卒業者	高等学校、中等教育学校又は旧制中等学校の卒業者
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー工学科 エネルギー機械工学科	
オ	応用機械工学科 応用電子工学科 応用精密化学科 応用化学科 応用反応化学科 応用理化学科	
カ	開発学科 開発工学科 海洋建築工学科 海洋土木工学科 環境化学科 環境工学科 環境整備工学科 化学環境工学科 化学工学科 化学機械工学科 画像工学科 画像応用工学科	開発機械科 化学科 化学工学科 化学工業科 環境工学科 環境土木科
キ	機械科 機械工学科 機械理学科 機械システム工学科 機器工学科 基礎工学科 金属学科 金属工学科 機能高分子学科 機能機械学科	機械科 機械製図科 機械電気科 機械工作科 機械工学科 機械技術科 機関科 金属工業科
ケ	計測工学科 建設工学科 建築工学科 建築工芸学科 建築設備工学科 原動機科 原動機械科	計測科 建設科 建設システム科 建築科 原動機科

コ	工業化学科 高分子工学科 合成化学科 交通工学科 光電工学科 光電機械工学科 構造工学科 構築工学科	工業科 工業管理科 工業化学科 高分子工学科 工業計測科 航空車両整備科
サ	産業機械工学科 材料工学科	材料技術科 産業技術科
シ	資源開発工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科 情報通信工学科 資源循環工学科	色染化学科 自動車科 自動制御科 情報システム科 情報通信科
ス	水工土木工学科	水産工学科
セ	制御機械工学科 生産工学科 生産精密工学科 生産機械工学科 精密工学科 制御工学科 石油化学科 設備工学科 船舶機関工学科 繊維工業化学科 繊維システム工学科 繊維工学科	制御機械科 精密機械科 設備科 生産機械科 セラミック科 繊維工学科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
ツ	通信工学科 通信材料工学科	通信工業科 [チ] 地質工学科
テ	鉄鋼冶金学科 電気化学科 電気学科 電気工学科 電気機械工学科 電気電子システム工学科 電子工学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子機械工学科 電子情報学科 電子理学科 電波通信学科	電気科 電気化学科 電気技術科 電気工事科 電気情報科 電子科 電子機械科 電子工学科 電子情報科 電子制御科 電波科
ト	都市工学科 土木工学科 動力機械工学科	土木科 都市工学科 土木建築科
ネ	燃料工学科 燃料化学科	
ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業機械科 農業工学科
ハ	舶用機械工学科 舶用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科 物質化学工学科	[ム] 無線通信科
ユ	有機材料工学科	[ヤ] 冶金科
ヨ	溶接工学科	窯業科

注1 「学科」の代わりに「部門」、「類」、「系」又は「専攻」等の名称を用いるものは、学科又は課程と同等とみなす。

注2 学科名等の下に「専攻」、「系」又は「コース」等の名称を用いるものは、学科と同等とみなす。

注3 「工」、「学」又は「工学」等の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うものとする。

注4 2種類以上の学科の名称があり、その配列が逆のものについては、同等とみなす。

例 制御機械工学科と機械制御工学科は同等とみなす。

注5 複数の学科の名称を総合したものについては、同等とみなす。

例 電気情報工学科と電気通信学科は電気情報通信工学科と同等とみなす。

別表2

授業科目一覧表(例示)

次表の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築(指定科目)に関する授業科目」として取り扱います。なお、次表にないものについては、当支部へお問い合わせください。

索引	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、旧制の大学又は旧制の専門学校の卒業者等	高等学校、中等教育学校又は旧制中等学校の卒業者
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学	
イ	一般構造(土木系・建築系のみ) 移動工学	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	音響工学 オプトエレクトロニクス 応用化学	応用力学 織物機械
カ	ガスターイン 化学エレクトロニクス 化学装置機械設計 化学装置製図 化学工学 化学工学熱力学 化学工程設計 河川工学 河海工学 海岸工学 海洋環境工学 海洋建築 海洋波動力学 海洋測量工学 海岸防災工学 完全流体力学 環境化学 環境衛生学 環境計画 環境工学 環境設備 環境装置工学 過渡現象論 火災工学 画像工学 架橋力学 火力発電所 岩盤工学 岩石学 海洋水理学 回路網理論	化学工学 化学工学実習 化学反応 環境工学実習 化学工業計測 化学装置 化学工業試験 化学工場 化学システム技術 環境技術 環境工学 環境工学製図 環境保全 環境施設
キ	機械工学 機器制御 機器分析 機素動力学 機電変換工学 CAD/CAM 金属強度学 基礎工学(土木系・建築系のみ) 機能材料 機能性高分子 機構学 橋梁工学 強度設計学 給排水設備 凝固加工学 金属材料学 金属電気化学	機械一般 機械実習 機関乗船実習 機械製図 機械設計工作 金属加工 金属工業実習 漁船機関
ク	空気力学 空中線工学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	計測学 原動機学 建築防災 建築力学 建築防災工学 建設機械 硅酸塩工業化学 結晶塑性学 建造システム工学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 建築設計製図 建築一般 建築構造設計 原動機 原子工学一般

コ	交通工学 光学 光電工学 高分子材料工学 港湾工学 高電圧工学 交流理論 工作機械 航空工学 高周波工学 固体力学 工業化学 高温化学 コンクリート工学 高度加工技術	構造工学 構築材料学 工業生化学 合成化学	工業一般 工業分析 工業計測 工芸材料力学 工業実習 工業計測製図 鉱山機械
サ	材料工学 砂防工学 作業システム工学 錯体触媒化学		材料加工 材料技術基礎
シ	ジェット機関 ジェットエンジン 資源システム工学 自動車工学 消火設備 消防設備 焼結工学 商船設計 情報工学 振動工学 磁気工学 地震工学 自動化設計 地盤工学 潤滑工学 照明工学 上下水道工学 信号処理論 集積回路工学 触媒反応化学 蒸気タービン 写真測量		色染化学 自動車工学 自動車実習 自動車製図 自動制御 情報技術実習 情報技術 食品製造機器 食品化学
ス	水工学 水道工学 水力学 水産土木工学 水質工学 水理学 水理実験 水路工学 スイッチング回路理論 数値制御システム工学 数値熱流体力学 水工設計		水工 水産工学 水産土木 水道 水理・土質 水利 水産情報技術
セ	制御工学 精密加工学 石炭工学 切削工学 接合工学 センサ工学 繊維化学 設備工学 生産工学 生合成化学 生物化学 セラミック化学 石油化学 線形回路 船舶工学 船体振動 設計工学 製造化学 設備設計製図		生産実習 設備機械電気 製造機器 設備・管理 設備計画 設備工業実習 設備施工 設備設計製図
ソ	装置工学 測定工学 送配電工学 塑性工学		造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 弹性学 弹塑性工学 耐震耐風工学 単位操作 暖房設備 炭化水素化学 耐風構造論		
チ	地質学 超音波工学 直流機器 鋳造工学 超電導(超伝導)工学		地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信システム 通信材料 通信測定法		通信工学 通路 土・土質
テ	デジタル回路 鉄道工学 電気工学 電熱工学 電磁波工学 伝熱工学 電力工学 鉄骨工学 鉄鋼精鍊 電子回路工学 伝送工学 電機変換工学 電波工学 データ通信 電磁気学 天然物有機化学 電子デバイス 電気機械工学 電磁波		電気一般 電子機械応用 電気通信理論 電気化学 電子情報技術 電子実習 電子計測制御 電力設備
ト	動力学 土木工学 特殊鋼学 土質工学 トراكタ実習 都市工学 道路工学 導電材料 特殊加工工学 土木設計製図		特殊材料 土質 土木一般 都市工学設計 土木実習
ナ	内燃機関 流学 軟弱地盤工学 [ニ] 荷役機械		
ネ	熱力学 熱工学 熱機械学 熱エネルギー工学 熱流体力学 熱流体システム工学 燃料合成化学 燃料分析化学 熱機関 燃焼化学 燃焼工学 粘性 粘性流体力学 燃焼・熱工学		
ノ	農業構造学 農業機械学 農業動力学 農用トラック工学 農業土木学 農用内燃機関学 農用揚水機学 能動回路		農業機械 農業土木施工 農業水利 農業土木設計
ハ	舶用機関 波動振動 半導体工学 破壊力学 発電用機器 発変電所工学 パルスデジタル回路 反応工学 反応化学 反応有機化学 鋼構造 鋼構造設計 反応プロセス化学		発送配電 ハードウエア技術
ヒ	光工学 非金属材料 非線形電子回路 光エレクトロニクス		
フ	浮体静水力学 プラズマ工学 プロセス工学 物質強度学 プラント工学 分析化学 物理有機化学 分離精鍊工学		船用機関 船用電気 船用電機
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所		
ホ	ボイラーエネルギー工学 防災工学 防災設備 放電現象論 放電工学		放射化学 ボイラー
マ	マイクロ波工学 マイクロデバイス [ミ] 水資源工学		
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線 無線機器学		無線機器 無機工業化学
メ	メカトロニクス		[モ] 木工機械
ヤ	冶金工学 冶金設備設計製図 冶金物理化学		冶金一般 冶金実習
ユ	油圧工学 油空圧工学 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 輸送機械 誘導体素子工学 有機材料工学		有機工業化学
ヨ	溶接及び加工 溶接工学 溶接設計 溶接冶金学		溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 量子化学 流体工学 流水学 理論有機化学		林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学		冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路		炉・燃料

注1 「指定科目に関する授業科目」とは、上記名称の講義、授業、演習、実習及び実験等をいう。

注2 上記の授業科目名と基礎、初等、応用、工、学、工学、技術、大意、入門、一般、特別講義、システム、セミナー、ゼミナール、設計、製図、工学製図、実験、工学実験、演習、実習、論、概論、特論、要論等の語の有無により名称が相違する科目については同一とみなす。

注3 2種類以上の科目名称があり、その配列が逆のものについては、同等とみなす。

注4 複数の科目の名称を総合したものについては、同等とみなす。